

文部科学省科学技術人材育成費補助事業「世界で活躍できる研究者戦略育成事業」  
地方協奏による世界トップクラスの研究者育成(HIRAKU-Global)コンソーシアムにおける  
連携機関に関する申し合わせ

令和6年8月 29 日

(趣旨)

第 1 条 文部科学省科学技術人材育成費補助事業「世界で活躍できる研究者戦略育成事業」  
地方協奏による世界トップクラスの研究者育成(HIRAKU-Global) コンソーシアム規約第 11 条に基  
づき、連携機関の取り扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 連携機関とは、本事業を代表機関及び共同実施機関と協力・連携して実施する機関で  
あり、補助金の交付の対象とならない機関をいう。

(連携機関の役割)

第 3 条 連携機関は、自機関の育成対象教員の研究エフォートの確保や研究支援を実施すると  
ともに、コンソーシアムにおいて、組織的な研究者の戦略的育成の取組や、開発されたプログラ  
ムの普及・拡大に向けて取り組むものとする。

(連携機関における取組)

第 4 条 連携機関は、所属する育成対象教員を、本事業で開発された育成プログラム(補助金  
による金銭的支援は除く)に参加させるものとする。また、国際的な活躍を目指す研究者として、世  
界的視野でのビジョン構築及び中長期的なキャリア形成をサポートするとともに、コンソーシアム構  
成機関と連携して、国内外の研究者との協働、研究チームの運営、研究指導・メンタリング、外部  
資金獲得、トップジャーナルへの論文投稿等、個々人の専門性やニーズに応じて、能力向上を図  
るための各種サポートを実施するものとする。

(連携機関の経費負担)

第 5 条 本事業で開発された育成プログラムへの参加は無償とするが、育成対象教員が育成プ  
ログラムに参加するための旅費等、発生する経費については、連携機関が負担するものとする。

(加入・脱退の手続き)

第 6 条 連携機関として加入を希望する機関は、加入申込書(別紙 1)を HIRAKU-Global 事務  
局へ提出し、運営協議会の承認を得るものとする。なお、ここでいう機関の申し込み主体は、必ず  
しも法人代表に限らないものとする。

2. コンソーシアムの脱退を希望する機関は、脱退届(別紙 2)を HIRAKU-Global 事務局へ提出し、  
運営協議会の承認を得るものとする。

「地方協奏による世界トップクラスの研究者育成」  
(HIRAKU-Global)運営協議会 宛

機関名(又は所属名)

住所

代表者又は所属長

「地方協奏による世界トップクラスの研究者育成」(HIRAKU-Global)  
コンソーシアムの連携機関としての加入について(加入申込書)

標記について、HIRAKU-Global コンソーシアムにおける連携機関に関する申し合わせを確認の上、連携機関として加入を希望するため、下記のとおり提出いたします。

記

1. 加入希望日 : 年 月 日

2. 連携機関であることをホームページやパンフレット等で公表することに同意頂けますか

- ① 同意する
- ② 同意しない

<事務担当者>

1. ご担当者所属部署・役職名

---

2. ご担当者氏名

---

3. 電話番号

---

4. E-mail

---

「地方協奏による世界トップクラスの研究者育成」  
(HIRAKU-Global)運営協議会 宛

機関名(又は所属名)

住所

代表者又は所属長

脱 退 届

年 月 日をもって「地方協奏による世界トップクラスの研究者育成」(HIRAKU-Global)コン  
ソーシアムを脱退いたします。

(理由)

<事務担当者>

1. ご担当者所属部署・役職名

---

2. ご担当者氏名

---

3. 電話番号

---

4. E-mail

---